

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 川越市資源化センターの余剰電力（非F I T分）の売却
- (2) 需要場所 埼玉県川越市大字鯨井782番地3
川越市資源化センター
- (3) 業種 一般廃棄物焼却施設
- (4) 契約期間
自令和9年1月1日午前0時 至令和9年12月31日午後12時
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 供給電気方式等
 - 1) 供給電気方式 交流3相3線式
 - 2) 供給電圧（標準電圧） 60,000ボルト
 - 3) 計量電圧（標準電圧） 60,000ボルト
 - 4) 標準周波数 50ヘルツ
- (6) 供給方式 2回線方式（常用線・予備線）
- (7) 発電設備
 - 1) 蒸気タービン発電機 4,000キロワット
 - 2) 太陽光発電設備 154.4キロワット

※太陽光発電設備で発電した電力は、全量自家消費している。
- (8) 需給地点
需要場所における川越市の施設した縮小型受電設備の終端接続部接続端子と
東京電力株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点
- (9) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (10) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ

2. 発電設備概要

当該発電設備は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」という）に基づき、次のとおり再生可能エネルギー発電設備の認定を受けている。

- (1) 発電所名称 川越市資源化センター発電所
- (2) 設備区分 バイオマス発電設備
- (3) 発電出力 4154.4キロワット
- (4) 認定調達価格 14.83円（消費税等相当額を除く）
- (5) 認定日 平成25年3月25日
- (6) バイオマス比率 49.842パーセント

(直近1年の単純平均、少数点第4位を四捨五入)

3. 予定余剰電力量

(1) 契約期間中の予定余剰電力量(非FIT分)

合計2,002,600キロワット時

※ 再エネ特措法第16条第1項より再生可能エネルギー電気(以下「FIT分」という。)は一般送配電事業者に売却するものとする。また、今回売却する電気を「非FIT分」と定める。

(2) 月別の予定余剰電力量は別紙1のとおり。

(3) 予定余剰電力量は一般廃棄物処理量に影響されるため、都合により予定余剰電力量に比べて増減がある。

(4) 予定余剰電力量に比べて増減がある場合でも、発注者は余剰電力(非FIT分)の全量を売却するものとし、受注者は余剰電力(非FIT分)の全量を買受けるものとする。

4. 余剰電力量の計量

(1) 毎月の余剰電力量は、一般送配電事業者が設置した計量法に基づき検定を受けた取引用電力量計により、受注者が検針を行うこと。受注者が発注者に支払う電力料金の算定期間は、毎月1日から末日までの期間とする。

(2) 取引用電力量計の設置場所は、資源化センター特高受変電棟1階部分となる。

(3) 受注者が余剰電力量の算定等に必要な計量器及び通信設備等の設置が必要な場合は、発注者の承諾を得るものとする。

(4) 通信装置設置に係る工事費、装置の消費電力相当(消費税等相当額を含む)の電気料金、及び装置の設置場所の面積に応じた行政財産使用の使用料を本契約とは別に受注者の負担によるものとする。

5. 売却単価については、次の区分による。

非バイオマス電力

時間帯区分	
夏季平日昼間時間帯	毎年7月1日から9月30日までの午前8時から午後10時までの時間(ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く)
その他季平日昼間時間帯	夏季以外の午前8時から午後10時までの時間(ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く)
その他時間帯	「夏季平日昼間時間帯」および「その他季平日昼間時間帯」以外の時間

※「日祝日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31

日とする。

6. 入札に関する事項

(1) 入札金額の積算

入札金額は、以下の条件で算定すること。

- 1) 一切の諸費用を含めた契約希望金額を算定する。
- 2) 落札者は入札金額内訳書を提出すること。入札金額内訳書には、予定余剰電力量に対する単価（税抜き）または月別時間帯別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価（税抜き）を記載する。その端数は小数点以下第3位で四捨五入する。
- 3) 別紙1に記載の予定余剰電力量により各月ごとに算定し、すべての月の総計を合計した総額（税抜き）を入札金額とする。また、各月の総計に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。
- 4) 余剰電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

7. 電力量料金の算定

- (1) 受注者が本市に支払う毎月の料金は、次に定める電力料金と消費税等相当額の合計とする。

- (2) 電力量料金は、計量された各時間帯の余剰電力量に各料金単価を乗じたものとし、下記のとおりとする。余剰電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入し、その他余剰電力量で端数の調整をする。非FIT電力は端数を含むものとする。各月の合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

電力量料金＝（（夏季平日昼間余剰電力量×夏季平日昼間の契約単価×（1－バイオマス比率））＋（その他季平日昼間余剰電力量×その他季平日昼間の契約単価×（1－バイオマス比率））＋（その他余剰電力量×その他の契約単価×（1－バイオマス比率））

- (3) 消費税等相当額は、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税額および地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

8. 料金の支払い

- (1) 発注者は、算定された料金を翌月中に請求するものとし、受注者は納期限までに納入するものとする。
- (2) 支払期限までに当該電力料金が納入されない場合は、買受代金の納付の遅延に伴う違約金として、その延滞日数に応じ「川越市税外諸収入金に対する延滞金徴収条例」の規定を準用し、電力料金にその割合を乗じて計算した金額を、発注者に納入しなければならない。

- (3) 受注者は電力料金の納付後速やかに発注者へ金融機関の印が押された納入通知書の写し等の納付を確認できる書面をメールまたはFAXで連絡するものとする。
- (4) 発電側課金は、相殺精算することを原則とする。ただし特段の理由があった場合、発注者と受注者にて協議により決定するものとする。

9. 契約解除

- (1) 納期限までに買受代金の納付がなく、催告してもなお支払いがなかった場合、発注者は契約を解除することができるものとする。
- (2) 再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金を納付しないことが経済産業省から公表された場合には、これまでの納付状況に関わらず、その時点で契約解除とする。
- (3) 9. 契約解除は、8. 料金の支払い(2)による買受代金の納付の遅延に伴う違約金の徴収を妨げない。

10. 契約解除に伴う違約金

受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合、仕様書に定める当該日から契約期間満了の日までに係る仕様にに基づき、予定余剰電力量に契約電力量料金単価を乗じて得た金額から、消費税額及び地方消費税額を差し引いた金額の100分の10に相当する額を違約金として本市の指定する期間内に支払わなければならない。また、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

11. 特記事項

- (1) 本契約締結後、受注者は一般送配電事業者と遅延なく、本契約に必要な手続きや工事を終了させ、余剰電力の供給が可能な状態にすること。なお、この場合の事務手続費用および必要な工事費用はすべて受注者の負担によること。
- (2) 予定余剰電力量は本施設の運転状況、運転計画の変更及び故障等により変動する場合がある。これらの要因による送電計画等との実績との差により追加費用や損失が発生しても発注者はその責めを負わない。また発電出力の増減要請に応じることとはできない。
- (3) 本仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件（電気需給約款）による。
- (4) 月別余剰電力量実績は別紙2のとおり。

※本件の入札参加資格を満たす者で、参加申込を行った者を対象として、余剰電力量実績（令和4年1月1日から令和8年7月31日までの30分実績）を電子データにて配布する。

- (5) 現在の契約相手方は、小売電気事業者である。
- (6) 施設竣工以降に設備変更はなく、契約期間内においても設備変更の予定はない。
- (7) 電力広域的運営推進機関及び一般送配電事業者へ提出する供給計画、作業停止

計画などの各種計画は、発注者が本施設の発電計画、実績などの必要な情報を提供し、受注者が提出するものとする。また、計画値同時同量が課せられる場合は、受注者の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合も、インバランス料金の負担は受注者が行うものとする。また、実同時同量を選択する場合においても、インバランスの調整及び精算は受注者の責任と負担において行うものとする。

12. その他

この仕様書に定めのない事項等については、関係諸法令等を遵守するとともに、一般送配電事業者の定めに準じ、協議によるものとする。

月別予定余剰電力量(非FIT分)
(令和8年1月～令和8年12月)

年月 \ 区分	計 (キロワット時)	夏季平日昼間 (キロワット時)	その他季平日昼間 (キロワット時)	その他 (キロワット時)
令和8年 1月	128,000		54,400	73,600
令和8年 2月	115,700		46,900	68,800
令和8年 3月	515,400		231,000	284,400
令和8年 4月	14,000		5,500	8,500
令和8年 5月	57,200		16,100	41,100
令和8年 6月	1,200		100	1,100
令和8年 7月	200	100		100
令和8年 8月	12,400	2,900		9,500
令和8年 9月	291,700	134,300		157,400
令和8年 10月	276,500		124,200	152,300
令和8年 11月	223,800		92,500	131,300
令和8年 12月	366,500		175,500	191,000
合計	2,002,600	137,300	746,200	1,119,100

(注)

時間帯区分	
夏季平日昼間	毎年7月1日から9月30日までの午前8時から午後10時までの時間（ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く）
その他季平日昼間	夏季以外の午前8時から午後10時までの時間（ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く）
その他	「夏季平日昼間時間帯」および「その他季平日昼間時間帯」以外の時間

※「日祝日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日とする。

※上記月別余剰電力量は、現時点での操炉計画による目安であり、炉の運転状況により月別予定余剰電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

月別余剰電力量(非FIT分)実績
(令和7年8月～令和8年7月)

年月 \ 区分	計 (キロワット時)	夏季平日昼間 (キロワット時)	その他季平日昼間 (キロワット時)	その他 (キロワット時)
令和7年 8月	12,495	2,972		9,523
令和7年 9月	291,776	134,332		157,444
令和7年 10月	276,593		124,255	152,338
令和7年 11月	223,910		92,538	131,372
令和7年 12月	366,653		175,578	191,075
令和8年 1月	128,074		54,430	73,644
令和8年 2月	115,761		46,916	68,845
令和8年 3月	515,558		231,091	284,467
令和8年 4月	14,079		5,503	8,576
令和8年 5月	57,321		16,166	41,155
令和8年 6月	1,310		190	1,120
令和8年 7月	212	61		151
合計	2,003,742	137,365	746,667	1,119,710

(注)

時間帯区分	
夏季平日昼間	毎年7月1日から9月30日までの午前8時から午後10時までの時間（ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く）
その他季平日昼間	夏季以外の午前8時から午後10時までの時間（ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く）
その他	「夏季平日昼間時間帯」および「その他季平日昼間時間帯」以外の時間

※「日祝日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日とする。

※別途配布する電子データにて、月ごとの1時間値実績(概算値)を示す。
ただし、電子データにおける数値は概算値であるため、電子データ表中の数値及びその合計値が本表の数値と異なる場合があることを申し添えます。